

男女共同参画啓発事業

◆男女共同参画週間講演会

「大家族 石田さんちのおかちゃん」

令和6年6月29日（土）

大家族でお馴染みの石田千恵子氏を講師に迎え、自身の子育てや介護の経験を交えながら子育て等において苦労したこと、大切なことなどについて講演いただきました。参加者からは「男女共同参画について、もう一度よく考える良い機会になった」「自分を愛すること、自分に優しくすること、一番に考えて過」していきたいと思った」といった感想が寄せられました。

◆男女共同参画講座

「1日でも早く始めたい口コモ予防運動」

令和6年8月24日（土）

健康管理への自覚を高め、生涯を通じた健康づくりができるよう、正しい知識の普及と健康意識の啓発のため、講座を開催しました。
口コモティブシンドロームを予防するための日常生活の過ごし方、毎日無理なく続けられる運動について分かりやすくお話しいただきました。

◆男女共同参画パネル展

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」

令和6年12月13日（金）～16日（月）男女共同参画推進センター
令和6年12月18日（水）～24日（火）上里町役場 町民ホール

DVとはどういうことか、どんな問題があるかなどについて、イラストやグラフを使ったパネル展を開催しました。幅広い年代の方々にパネルや図書に触れていただき、男女共同参画について考えていただく良い機会になりました。

◆人権・男女共同参画講座

「大切な物 命・平和・教育」

「子どもたちの未来のために」

令和6年12月14日（土）

ルワンダの内戦を生き抜いた永遠瑠 マリールイス氏より、自身の体験から、教育、平和の大切さについてお話いただきました。
誰もが人権を尊重し認め合える意識づくりの形成を目指し、講座を開催しました。

◆海外飛行90周年記念 西崎キク特別展

令和7年1月17日（金）～30日（木）

西崎キクは、日本人初の海外飛行をした女性飛行士であり、令和6年11月に海外飛行90周年を迎えました。90周年を記念して、上里町役場町民ホールにて特別展を開催しました。
上里町アドバイザー紙芝居部制作の紙芝居の展示やカルタの展示も一緒に、上里町の誇る郷土の偉人「西崎キク」について広く周知しました。

◆男女共同参画講座

「防災講座」～自然災害を学び、備える～

令和7年1月18日（土）

自然災害の際に取るべき行動、必要な備え等、防災についての講座を開催しました。
上里町役場くらし安全課職員を講師にお迎えしてハザードマップの見方、日頃からの備え、避難所運営における女性の視点の大切さ等災害時に必要な知識等をお話しいただき、併せて避難所開設も体験しました。

◆男女共同参画講座

「一緒に考えよう！男性育児休業取得の効果と魅力」

令和7年2月15日（土）

男性の育児休業取得の促進に関する講座を開催しました。
中小企業診断士・社会保険労務士Office Mya-Line代表 宮木公平氏を講師にお迎えして、企業担当者・育児取得を考えている方を対象に育児を取るメリット、育児取得時の過ごし方、育児取得後の仕事への復帰ポイント等について具体的にお話しいただきました。

DV防止啓発事業

◆パープルリボンキャンペーン

埼玉県では、女性に対する暴力をなくす運動として、タペストリーを完成させるキャンペーンを展開しています。令和6年度は、県内34市町を巡回しました。
上里町もこのキャンペーンに参加し、DV防止に係る啓発活動を行いました。

◆パープルライトアップ

令和6年9月25日（水）～10月1日（火）上里町役場 町民ホール
令和6年10月3日（木）～10月6日（日）男女共同参画推進センター

パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりでは悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。
11月12日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、上里町役場町民ホールと上里町男女共同参画推進センターでパープルライトアップを実施しました。

上里町男女共同参画推進センター（ウィズ・ユー上里）

相談窓口のご案内

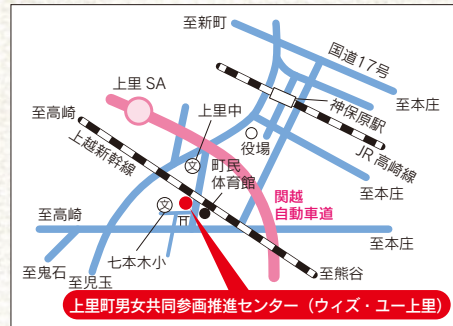
～ひとりで悩まず ご相談ください～

相談窓口	相談時間等	問合せ先
上里町男女共同参画推進センター	上里町女性総合相談 ※予約が必要です 【女性相談員による悩みごと相談】 ●第2・4水曜日 ●14:00～15:00 電話相談可 【女性弁護士による法律相談】 ●偶数月第3水曜日 ●10:00～11:30	上里町男女共同参画推進センター（ウィズ・ユー上里） ●Tel 0495-35-1357 上里町役場子育て共生課 ●Tel 0495-35-1236 ●8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)
埼玉県男女共同参画推進センター	月～水・金・土 9:30～20:30 日・祝・休日 9:30～17:00 (木曜日、年末年始を除く) インターネット相談 24時間受付 https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/counsel/guide.html	埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま） ●Tel 048-600-3800 (さまざまな悩み相談) ●Tel 048-600-3700 (DVに関する相談)

編集・発行

上里町男女共同参画推進センター（ウィズ・ユー上里）
〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地
TEL 0495-35-1357
FAX 0495-34-2523

[上里町ホームページ]
<https://www.town.kamisato.saitama.jp/>



上里町マスコットキャラクター
こおぎっちゃん

ウィズ・ユー

あなたとともに

No. 37

2025. March



上里町男女共同参画推進センター
シンボルマーク

目次

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部を改正…P2
- LGBTQIA+とは?…P3
- 事業報告…P4
- 相談窓口のご案内…P4

ウィズ・ユーとは県立の「With Youさいたま」とパートナーシップを持つ意味であり「あなたとともに」という意味です。

「西崎キク特別展」

西崎キクは、日本人初の海外飛行をした女性飛行士です。昭和9年11月に海外飛行を達成しました。90周年を記念して上里町役場町民ホールにて特別展を開催しました。



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部を改正

令和5年5月12日に成立し、同年5月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されました。

・「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」とは

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13(2001)年、議員立法により成立した法律です。

・**今回の法改正の大きなポイント**

●保護命令制度の拡充 ●保護命令違反の厳罰化

保護命令とは

被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。保護命令に違反した者には、刑罰が科せられることとされています。

★被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまといたり、被害者の住居勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令

★同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令

★被害者への電話等禁止命令

無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等を禁止する命令

★退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、

当該住居の付近を徘徊することを禁止する命令

○今回の改正で具体的に何が変わるのか？

①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲が拡大されました。

〔現行〕身体に対する暴力を受けた者、生命・身体に対する脅迫(殺すぞ等といった脅迫)を受けた者

〔改正後〕「自由名誉・財産に対する脅迫を受けた者」が追加されます。

具体的には・外出しようとする怒鳴る・性的な画像をネットに拡散すると告げる・キャッシュカードを取り上げること等を告げること等が追加されました。

②接近禁止命令の発令要件が拡大されました。

〔現行〕生命・身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいとき

〔改正後〕生命・心身に対する重大な危害を受けるおそれ大きいとき

③接近禁止命令の有効期間が延長されました。

〔現行〕6カ月

〔改正後〕1年間

④電話等禁止命令の対象が拡大された。

〔現行〕緊急時以外の電話・FAX・メールの送信の禁止

〔改正後〕緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、深夜早朝のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得の禁止が追加されました。

⑤子への電話等禁止命令が新設されました。

〔現行〕被害者が対象

〔改正後〕被害者と同居する未成年の子に対し、電話等禁止命令を新設

⑥退去等命令の期間の特例が新設されました。

〔現行〕2カ月

〔改正後〕住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6カ月とする特例の新設

⑦保護命令違反の厳罰化

〔現行〕1年以下の懲役または100万円以下の罰金

〔改正後〕2年以下の拘禁刑※または200万円以下の罰金

※2025年5月31日までは「懲役」刑法等の改正に伴い、2025年6月から「拘禁刑」

今回の改正で、よりDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者が安全に避難し、避難後の生活ができるようになりました。精神的DVでも保護命令が出せるようになったことは大きな変化です。保護命令が出された場合、児童扶養手当の支給を受けることができます。安全面に関してだけでなく、金銭面についても被害者の負担が軽減されました。

DV相談窓口

埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま)

☎048-600-3700

本庄警察署生活安全課

☎0495-22-0110(緊急時は110番へ)

上里町役場 子育て共生課 人権・男女共同参画係

☎0495-35-1236

LGBTQIA+とは？

LGBTとは、「Lesbian(レズビアン),Gay(ゲイ),Bisexual(バイセクシュアル),Transgender(トランスジェンダー)」という4つのセクシュアリティの頭文字から構成される言葉です。LGBTQIA+には、「LGBT」という言葉が含まれています。セクシュアリティは多様であり、LGBTがそれらを包括していません。LGBTだけではほかのセクシュアリティの存在が隠れてしまっている…。そういう意味から、LGBT以下にほかのセクシュアリティを加えた言葉が生まれてきました。 参考：自分らしく生きるプロジェクト

Lesbian レズビアン 女性を好きになる女性

Gay ゲイ 男性を好きになる男性

Bisexual バイセクシュアル 女性や男性、二つ以上の性に惹かれる人

Transgender トランスジェンダー 身体の性と心の性が異なる人

Questioning/ クエスチョニングは、自分の性自認や性的指向を迷っている人、あえて選択しない人

Queer クィア クィアは、同性愛者や同性愛者になる過程の人

Intersex インターセックス 身体的性が男性と女性の両方の性別を有している人

現在では「DSDs:体の性の様々な発達/性分化疾患」とも呼ばれています。DSDsとは「体の発達、一般的な発達とは生まれつき一部異なる女性・男性の体の状態」。LGBTQAなど性的マイノリティや性自認・性的指向の多様性とは異なるものだという事も分かっています。 参照：Japan Wonder Guide(性分化疾患/諸外国の文献上のデータから4,500人に1人と推定されていますが、正確な人数は不明)

Asexual アセクシュアル どの性にも恋愛感情を抱かない人

セクシュアリティは多様化しており、この頭文字の入っていない、または表す言葉がまだない性的マイノリティもいることから、多くの場合に「+」がつけられます

「上里町男女共同参画人材バンク」に登録しませんか

社会のあらゆる分野における活動に関心をもつ方に「上里町男女共同参画人材バンク」に登録していただくことにより、審議会等への積極的登用を図り、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的としています。人材バンクに登録し、町の政策・方針決定過程へ参画してみませんか。

●対象

本町に在住又は在勤する満18歳以上の方のうち、次のいずれにも該当する方

- ・町政に関心があり、地域づくり又はまちづくりに熱意をもって貢献できる方
- ・政治活動、宗教活動又は営利活動のため、人材バンクを活用する方でないこと
- ・本町の一般職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く)、常勤の特別職の職員及び議会の議員でないこと

●登録方法

上里町男女共同参画推進センターで受け付けております。詳細はお問い合わせください。



上里町男女共同参画推進センターでは、図書の貸し出しを行っています。新着図書をご紹介しますので、ご利用ください。

いいね!ボタンを押す前に ジェンダーから見るネット空間とメディア

李美淑、小島慶子 他 亜紀書房



〈ジャーナリスト、研究者、エッセイストらが、今のネット空間を徹底解説〉炎上しない、人を傷つけない、無意識に差別しないため、どんな点に気をつければいいのか、SNSユーザーの基礎知識が満載!

災害女性学をつくる

浅野富美枝 生活思想社



東日本大震災から10年。本書は、宮城で、また日本各地でこの10年に女性主体で活動してきた市民団体の実践、災害研究を丁寧に辿り、「災害女性学」というあらたな学問分野を切り拓いた一冊です。

個人と組織のための男性育休 働く父母の心理と企業の支援

尾野裕美 ナカニシヤ出版



父親、母親、企業へのインタビュー調査や質問紙調査から、育休を取得した男性の心理や組織内での取得者への支援のあり方、現状の問題点を明らかにし、母親も父親も当たり前に育児ができる社会へ向かうための提言を行う。